

【公務員試験の時事対策】

【民事執行法】



◎民事執行法改正

2019年5月、改正民事執行法が成立！離婚に伴う子の引き渡しの強制執行に関するルールを明文化したぞ！



せんせい

それと、不動産競売での暴力団の買い受けを防ぐ規定等も定めたぞ。



安倍首相

全然イメージできないんだけど、そもそも民事執行法って何？



ネコ君

【行政執行法のイメージ】



勝訴したぜ！

預金と不動産を差し押さえるぞ！！

例えば裁判で勝訴したのに、債務者が債務を履行してくれない場合は民事執行法に従って強制執行する、いわゆる債権回収に深く関係する法律だぞ。



安倍首相

よく不動産差し押さえ～ってドラマとかでもあるじゃん？あれは民事執行法に従って強制執行しているってことだね！



せんせい

なるほど！
それで今回の改正のポイントが『離婚に伴う子の引き渡し』ってことか？



ネコ君

ポイントは2つだね！1つ目がそれ！



せんせい

これまでは明確なルールが定められていなかったからな。



安部首相

親権がないまま子と暮らす親に拒まれて引き渡しが実現しない例も多い。



安部首相

そこで今回の改正で、子と同居していた親権のない親が不在でも、親権者がいれば執行官が強制的に子を親権者に引き渡せるようにしたぞ！



安部首相

同時に『ハーグ条約実施法』も改正！国際結婚等の破綻に伴う子の返還ルールを定めたんだ。



せんせい

国際結婚等が破綻して、一方の親が無断で子どもを海外に連れ去り、もう一方の親が返還を申し立てた時、原則として子どもをもとの居住国に戻すことを定めた条約だぞ。



安部首相

◎財産開示手続

改正法は債務者財産に関する情報を第三者から取得する手続きを新設！



【従来の行政執行法】



不動産の場所は..？

何銀行の何支店に
財産があるんだ？

実際に勝訴したのにも、財産の所在等がわからなくて差し押さえできないという例も少なくなかったからな。



債権者から申立てがあれば、裁判所が金融機関や公的機関に命じて債務者の預貯金や不動産等の情報を取得して、債権者に提供できるようになったぞ！



なるほど... 債権者(勝者)にとって、債務者の財産を特定するのは簡単なことじゃないもんね！



昔からこの点は指摘されてたからね！
これからは財産開示の請求ができるようになるんだ。



さらに『**財産開示手続き**』の見直しを行ったぞ！



安倍首相

財産開示手続きってどんなシステムなの？



ネコ君

債務者を裁判所に呼んで、財産に関する情報を陳述(発言)させるって言うシステムだよ！



せんせい

うむ。制裁が弱かったから、裁判所に出頭しなかったり、嘘をついたりするヤツが多かったんだ。



安倍首相

【財産開示手続き】



裁判所

財産の場所を教えろ！

〇〇です(嘘だけどな)



債務者



馬鹿め！

そこで今回、開示の申立てができる債権者の範囲を拡大するとともに、出頭しなかったり、嘘をついたりする人間への罰則を強化！
刑事罰に改めたんだ！



せんせい

なるほど。確かに嘘とか出頭しないとかふざけてるもんな！



ネコ君

うむ。債務者が出頭しなかった場合や虚偽の陳述をした場合などは6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金を科すことにしたぞ！



安部首相

じゃあ今回の改正で、養育費や賠償金の支払いを怠っている債務者の財産調査が容易になったってことだな！



ネコ君